

## 東京都板橋区医員設置要綱

昭和 60 年 4 月 1 日 区長決定  
平成 9 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 2 年 7 月 1 日 一部改正  
平成 11 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 6 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 15 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 18 年 3 月 27 日 一部改正  
平成 21 年 3 月 31 日 一部改正  
平成 23 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 28 年 4 月 8 日 一部改正  
平成 31 年 4 月 1 日 一部改正  
令和 6 年 4 月 1 日 一部改正

### (設置)

第 1 条 生活保護法に基づく医療扶助の決定、実施にともなう医学的判断及び必要な助言指導を得ることを主たる目的として、板橋福祉課、赤塚福祉課及び志村福祉課（以下「各福祉課」という。）に医員を置く。

### (身分)

第 2 条 医員は、地方公務員法（昭和 25 年法律 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職の非常勤職員とする。

### (職務)

第 3 条 医員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 医療扶助に関する各種申請書及び各種給付要否意見書等の内容検討
- (2) 要保護者についての調査、指導及び検診
- (3) 診療報酬明細書等の検討
- (4) 医療扶助以外の生活保護法に基づく扶助についての医学的判断及び必要な助言指導

### (任用)

第 4 条 医員は、次の各号の要件を備えている者のうちから区長が任命する。

- (1) 医師の免許を有すること。
- (2) 生活保護制度について理解のあること。

2 医員の任用は、各福祉課に 2 名とし、その内訳は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 精神科医療に関する第 3 条に定める職務を行う精神科専門医 1 名
- (2) 前号に定める医療以外の医療に関する第 3 条に定める職務を行う医師 1 名

3 医員の任用期間及び年齢制限については、区長が別に定める「非常勤職員任用基

準」(昭和 54 年 7 月 16 日区長決定)による。

4 医員の任用は、発令通知書(別記第 1 号様式)による。

5 医員の任用に当たり、労働条件通知書(別記第 1 号の 2 様式)を交付する。

#### (勤務態様)

第 5 条 医員の勤務態様は、次の各号の定めるとおりとする。

(1) 勤務日数は、週 2 日以内とし、勤務日は板橋福祉課長、赤塚福祉課長又は志村福祉課長(以下「各福祉課長」という。)が定める。

(2) 勤務時間は、1 日につき 7 時間 45 分以内とし、その割り振りは各福祉課長が定める。

#### (報酬及び費用弁償)

第 6 条 医員の報酬及び費用弁償の額は、東京都板橋区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年板橋区条例第 25 号)及び非常勤職員の報酬及び費用弁償の額を定める規則(昭和 54 年板橋区規則第 7 号)の定めるところによる。

2 医員が死亡、疾病その他の事由により職務を遂行することができないと認められるときは、その職務を遂行することができない期間(以下この条において「不支給期間」という。)について、報酬を支給しない。

3 前項の規定により報酬を支給しないときは、不支給期間の属する月又は次の月から当該不支給期間に係る報酬を減額することができるものとする。

4 1 日単位の減額金額は、報酬月額を不支給期間の属する月の現日数で除して算出する。ただし、月の全部が不支給期間に当たるときは報酬月額を減額する。

5 前項により算出した金額に円位未満の端数が生じたときは、その端数が 50 銭以上のときは 1 円とし、50 銭未満のときは切り捨てる。

#### (年次有給休暇)

第 7 条 年次有給休暇の日数は別表のとおりとし、会計年度ごとに付与する。

2 前項により付与された年次有給休暇の日数のうち、当該年度雇用期間に使用しなかった日数については、引き続く次の雇用期間に限りこれを請求することができる。ただし、前年度の雇用期間における勤務した日の総日数が、所定勤務日数の 8 割に満たない職員については、この限りでない。

3 年度の中で雇用され、当該年度の雇用期間が 6 月に満たない場合は、年次有給休暇を付与しない。

4 年次有給休暇の処理は、非常勤職員年次休暇簿(別記第 2 号様式)による。

#### (公民権行使等休暇)

第 8 条 各福祉課長は医員が勤務時間の全部又は一部において、公民としての権利の行使又は公の職務の執行(以下「公民権行使等」という。)を行う場合、必要と認められる時間、有給の休暇を付与することが出来る。

2 各福祉課長は医員が公民権行使等休暇を請求した場合においては、拒んではなら

ない。ただし、職務の都合により、公民権行使等に妨げがない場合に限り、請求された時刻を変更することができる。

3 各福祉課長は、公民権行使等休暇を承認するときは、公民権行使等を証する書類の提出を求めることができる。

4 公民権行使等休暇の処理は、別記第3号様式による。

#### (遵守事項)

第9条 医員は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 各福祉課長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従うこと。
- (2) 勤務時間中は、職務に専念すること。
- (3) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。その職務を退いた後も同様とする。
- (4) 板橋区の非常勤としての信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないこと。

#### (退職)

第10条 医員は、10日前までに予告して、医員を退職することができる。

#### (分限)

第11条 区長は、医員が次の各号の一に該当する場合は、本人の同意を得ることなく免職することができる。

- (1) 第9条に定める遵守事項を遵守しないとき。
- (2) 勤務実績がよくないとき。
- (3) 健康上の理由により、職務遂行に支障があるとき。
- (4) 刑事事件に関し起訴されたとき。

#### 付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。

#### 付 則

この一部改正は、平成2年7月1日から適用する。

#### 付 則

この一部改正は、平成6年4月1日から適用する。

#### 付 則

この一部改正は、平成9年4月1日から適用する。

#### 付 則

#### (施行期日)

- 1 この一部改正は、平成11年4月1日から適用する。

#### (経過措置)

- 2 平成2年10月1日から平成7年9月30日までの間に任用を開始された医員については、第7条第1項の規定にかかわらず、平成11年度における年次有給休暇は、付則別表1のとおりとする。

3 平成4年10月1日から平成7年9月30日までの間に任用を開始された医員については、第7条第1項の規定にかかわらず、平成11年度における年次有給休暇は、付則別表2のとおりとする。

付 則

この一部改正は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成21年3月31日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成28年4月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表

| 週 所 定<br>労働日数 | 一年間の所定<br>労 働 日 数 | 勤 続 年 数 |     |     |     |     |     |       |
|---------------|-------------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
|               |                   | 初年      | 1 年 | 2 年 | 3 年 | 4 年 | 5 年 | 6 年以上 |
| 2 日           | 73 ～ 120 日        | 3       | 4   | 4   | 5   | 6   | 6   | 7     |
| 1 日           | 48 ～ 72 日         | 1       | 2   | 2   | 2   | 3   | 3   | 3     |

付則別表 1

| 週 所 定<br>労働日数 | 一年間の所定<br>労 働 日 数 | 勤 続 年 数 |     |     |     |     |
|---------------|-------------------|---------|-----|-----|-----|-----|
|               |                   | 5 年     | 6 年 | 7 年 | 8 年 | 9 年 |
| 2 日           | 73 ～ 120 日        | 5       | 6   | 6   | 6   | 7   |
| 1 日           | 48 ～ 72 日         | 2       | 3   | 3   | 3   | 3   |

付則別表 2

| 週 所 定<br>労働日数 | 一年間の所定<br>労 働 日 数 | 勤続年数 |     |     |
|---------------|-------------------|------|-----|-----|
|               |                   | 6 年  | 7 年 | 8 年 |
| 2 日           | 73 ～ 120 日        | 6    | 6   | 7   |
| 1 日           | 48 ～ 72 日         | 3    | 3   | 3   |

別記

第1号様式

発 令 通 知 書

|              |       |
|--------------|-------|
| (氏 名)        | (職層名) |
| (所 属)        |       |
| (発令内容)       |       |
| 年 月 日        |       |
| 発令権者 板 橋 区 長 |       |

## 労働条件通知書

|                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |       |
|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 様                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 年 月 日 |
| 事業場名称・所在地<br>使用者職氏名                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |       |
| 契約期間                                                              | 期間の定め無し、期間の定め有り（※）（ 年 月 日～ 年 月 日）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |
| 就業の場所                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |       |
| 従事すべき業務の内容                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |       |
| 始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換（(1)～(5)のうち該当するもの一つに○をつけること。）、所定時間外労働の有無に関する事項 | <p>1 始業・終業の時刻等</p> <p>(1) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）</p> <p>【以下のような制度が労働者に適用される場合】</p> <p>(2) 変形労働時間制等；（ ）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。</p> <p>始業（ 時 分） 終業（ 時 分） （適用日 ）</p> <p>始業（ 時 分） 終業（ 時 分） （適用日 ）</p> <p>始業（ 時 分） 終業（ 時 分） （適用日 ）</p> <p>(3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。</p> <p>（ただし、フレキシブルタイム（始業） 時 分から 時 分、（終業） 時 分から 時 分、コアタイム 時 分から 時 分）</p> <p>(4) 事業場外みなし労働時間制；始業（ 時 分） 終業（ 時 分）</p> <p>(5) 裁量労働制；始業（ 時 分） 終業（ 時 分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。</p> <p>○詳細は、板橋区 設置要綱第 条～第 条</p> <p>2 休憩時間（ 分）</p> <p>3 所定時間外労働の有無（有・無）</p> |       |
| 休日                                                                | <p>・定休日；毎週 曜日、国民の祝日、その他（ 所長が定める勤務日以外の日）</p> <p>・非定例日；週 月当たり 日、その他（ ）</p> <p>・1年単位の変形労働時間制の場合1年間 日</p> <p>○詳細は、板橋区 設置要綱第 条～第 条</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |
| 休暇                                                                | <p>1 年次有給休暇 6 か月継続勤務した場合→ 日</p> <p>継続勤務 6 か月以内の年次有給休暇（有 無）</p> <p>→ 給（ 月経過で 日）</p> <p>2 その他の休暇 有給（ 休暇、 休暇等 ）</p> <p>無給（ 休暇、 休暇、 休暇、 休暇等 ）</p> <p>○詳細は、板橋区 設置要綱第 条～第 条</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |       |
| 賃金                                                                | <p>1 基本賃金・イ 月給（ 円）、ロ 日給（ 円）、ハ ニ 出来高給（基本単価 円、保障給 円）ホ その他（ 円）ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等</p> <p>2 諸手当の額又は計算方法</p> <p>イ（通勤手当 実費 円／：計算方法：非常勤職員の通勤費相当額の支給に関する要綱により算出 ）</p> <p>ロ（ 手当 円／：計算方法： ）</p> <p>ハ（ 手当 円／：計算方法： ）</p> <p>ニ（ 手当 円／：計算方法： ）</p> <p>3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率</p> <p>イ 所定時間外 法定超（ 2 5 ）％、所定超（ 0 ）％、法定内（ 0 ）％</p> <p>ロ 休日 法定休日（ 3 5 ）％、法定外休日（ 0 ）％、</p> <p>ハ 深夜（ 2 5 ）％</p> <p>4 賃金締切日－毎月末日</p> <p>5 賃金支払日－毎月 日</p>                                                                                                |       |
| 退職に関する事項                                                          | <p>1 定年制（有・無） ※ただし、非常勤任用基準による</p> <p>2 自己都合退職の手續（退職する 1 4 日以上前に届け出ること）</p> <p>3 解職の事由及び手續</p> <p>〔板橋区 設置要綱に定める事由に抵触した場合〕</p> <p>○詳細は、板橋区 設置要綱第 条～第 条</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |       |
| その他                                                               | <p>・社会保険の加入状況 厚生年金 健康保険 厚生年金基金</p> <p>その他（ ）</p> <p>・雇用保険の適用（有・無）</p> <p>・その他（ ）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |       |

※「契約期間」について「期間の定め有り」とした場合に記入

|       |                                                                                                                                           |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 更新の有無 | <p>1 契約更新の有無 〔自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない・その他（ ）〕</p> <p>2 契約の更新は次により判断する。〔・契約満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ）〕</p> |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

非常勤職員年次休暇簿

|         |                   |              |              |               |        |              |
|---------|-------------------|--------------|--------------|---------------|--------|--------------|
| 所 属     | 部                 |              | 職 名          |               | 氏 名    |              |
|         | 課                 |              |              |               |        |              |
| 任用期間    | 年 月 日 から 年 月 日 まで |              |              |               |        | 勤 続 年 数<br>年 |
| 前年の勤務実績 | 繰越の可否             | 前年の繰越日数<br>① | 本年の付与日数<br>② | 本年の総日数<br>①＋② | 本年の残日数 |              |
|         | 可 ・ 否             |              |              | 日 時間          |        |              |

[illegible]



| 申出月日<br>職 員 印 | 休 暇 期 間     |      |      |  |  | 残 日 数 | 処 理 |     | 出勤簿<br>整理等 |
|---------------|-------------|------|------|--|--|-------|-----|-----|------------|
|               |             |      |      |  |  |       | 係 長 | 課 長 |            |
|               | 年 月 日 時 分から | 日 時間 | 日 時間 |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分まで |      |      |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分から | 日 時間 | 日 時間 |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分まで |      |      |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分から | 日 時間 | 日 時間 |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分まで |      |      |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分から | 日 時間 | 日 時間 |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分まで |      |      |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分から | 日 時間 | 日 時間 |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分まで |      |      |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分から | 日 時間 | 日 時間 |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分まで |      |      |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分から | 日 時間 | 日 時間 |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分まで |      |      |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分から | 日 時間 | 日 時間 |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分まで |      |      |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分から | 日 時間 | 日 時間 |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分まで |      |      |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分から | 日 時間 | 日 時間 |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分まで |      |      |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分から | 日 時間 | 日 時間 |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分まで |      |      |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分から | 日 時間 | 日 時間 |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分まで |      |      |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分から | 日 時間 | 日 時間 |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分まで |      |      |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分から | 日 時間 | 日 時間 |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分まで |      |      |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分から | 日 時間 | 日 時間 |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分まで |      |      |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分から | 日 時間 | 日 時間 |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分まで |      |      |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分から | 日 時間 | 日 時間 |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分まで |      |      |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分から | 日 時間 | 日 時間 |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分まで |      |      |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分から | 日 時間 | 日 時間 |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分まで |      |      |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分から | 日 時間 | 日 時間 |  |  |       |     |     |            |
|               | 年 月 日 時 分まで |      |      |  |  |       |     |     |            |

## 第 3 号様式

| 休 暇 簿 |         |             |  |      | 所 属      |     | 氏 名   |       |     |              |  |
|-------|---------|-------------|--|------|----------|-----|-------|-------|-----|--------------|--|
|       |         |             |  |      | 板橋区福祉事務所 |     | 福 祉 課 |       |     |              |  |
| 請求年月日 | 休 暇 区 分 | 休 暇 期 間     |  |      |          | 事 由 | 承 認   |       |     | 出 勤 簿<br>整 理 |  |
| 職 員 印 |         |             |  |      |          |     | 係長印   | 承認権者印 | 摘 要 |              |  |
| ・ ・   |         | 年 月 日 時 分から |  | 日 時間 |          |     |       |       |     |              |  |
|       |         | 年 月 日 時 分まで |  | ・ 分  |          |     |       |       |     |              |  |
| ・ ・   |         | ・ ・ ・ ・ 分から |  | ・    |          |     |       |       |     |              |  |
|       |         | ・ ・ ・ ・ 分まで |  |      |          |     |       |       |     |              |  |
| ・ ・   |         | ・ ・ ・ ・ 分から |  | ・    |          |     |       |       |     |              |  |
|       |         | ・ ・ ・ ・ 分まで |  |      |          |     |       |       |     |              |  |
| ・ ・   |         | ・ ・ ・ ・ 分から |  | ・    |          |     |       |       |     |              |  |
|       |         | ・ ・ ・ ・ 分まで |  |      |          |     |       |       |     |              |  |
| ・ ・   |         | ・ ・ ・ ・ 分から |  | ・    |          |     |       |       |     |              |  |
|       |         | ・ ・ ・ ・ 分まで |  |      |          |     |       |       |     |              |  |
| ・ ・   |         | ・ ・ ・ ・ 分から |  | ・    |          |     |       |       |     |              |  |
|       |         | ・ ・ ・ ・ 分まで |  |      |          |     |       |       |     |              |  |
| ・ ・   |         | ・ ・ ・ ・ 分から |  | ・    |          |     |       |       |     |              |  |
|       |         | ・ ・ ・ ・ 分まで |  |      |          |     |       |       |     |              |  |
| ・ ・   |         | ・ ・ ・ ・ 分から |  | ・    |          |     |       |       |     |              |  |
|       |         | ・ ・ ・ ・ 分まで |  |      |          |     |       |       |     |              |  |
| ・ ・   |         | ・ ・ ・ ・ 分から |  | ・    |          |     |       |       |     |              |  |
|       |         | ・ ・ ・ ・ 分まで |  |      |          |     |       |       |     |              |  |

[illegible]